

令和2年8月  
受診分から

# 重度障がい者(児)医療費助成制度 「外来の現物給付化」 が始まります！

- 実施主体 : 市町村
- 助成対象者 : ・身体障害者手帳所持者(障害程度1級又は2級)  
・療育手帳所持者(A程度)  
・身体障害者手帳所持者(障害程度3級)かつ療育手帳所持者(B1程度)
- 自己負担額 : 受診する1医療機関ごとに月500円上限(調剤を含む)  
※お住まいの市町村により金額が異なる場合があります
- 所得制限 : 老齢福祉年金に準じる

## お手続き

- ・お手続きの詳細は、お住まいの市町村障がい福祉窓口にお問い合わせください。

※市町村は今後詳細を検討しますので、問い合わせいただいてもお答えできない場合があります。あらかじめご了承ください。

## 受給者の皆様へのお願い

- ・国民健康保険に加入している65歳以上74歳未満の方及び令和2年8月以降に65歳になる方で、保険料が増額にならない方等は、後期高齢者医療制度への移行について御協力ください。 ※市町村が案内予定
- ・更生医療など他の公費負担医療費助成制度の受給者証をお持ちの方は、必ず医療機関窓口で提示してください。

本助成は県・市町村をあわせて20数億円以上です。

## 制度の安定運営

に御協力をお願いします。